

【マイナンバーについての緊急提案】

扶養家族の番号を勤務先に出さなくてよいような対応が急がれる

菊池 純（税理士）

◆朝令暮改の番号取扱いに混乱する税務の現場

税務の現場は混乱している。

国税庁は、一定の条件が整えば、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（通称「マル扶」）にマイナンバーを記載しないことを可とした。（FAQ (27.11.28)

Q1-9 <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen.htm>

理由は、この申告書（マル扶）は、各企業とも、膨大な量になることから、「特定個人情報」、秘密書類として保管することは大変だろうから、「特定個人情報」でなくする必要があるとのこと。

確かに、一定の条件を満たすと、マル扶には、扶養家族の個人番号の記載を省略でき、マル扶は「特定個人情報」に該当しないこととなる構図になる。こうした番号取扱は大企業にはメリットがあるかも知れない。しかし、雇用主側は、従業員の本人のみならず、その扶養家族の個人番号を収集して、別の形で厳正に保管していることが条件となっている。中小企業などにとって、これで何がよくなったのか？さっぱりわからない。

おいおい、もう得意先に「平成 2 8 年分給与所得者の扶養控除申告書の記載例」をつけて、マイナンバーの記入を頼んでしまっているのだが・・・。

得意先からは、ブーイングが飛んでくる。「通知カードの届いていないにもかかわらず、従業員にマイナンバーの記入を頼むのはしんどい。」従業員のマイナンバーに対する抵抗感は想像以上・・・得意先は「とても無理だ」悲鳴をあげている。

それでも得意先に無理を頼むと、「平成 2 8 年から利用が始まるのに 2 7 年に頼むあなたはおかしい」といぶかしがられる。

私は、「税理士は、納税者の権利を護るのが使命」といつも言っている。にもかかわらず、柔軟な対応で納税者/得意先の混乱を防ぐ姿勢が欠けていた、と反省している。

同時に、所得税法施行規則等の改正でマイナンバー利用開始直前に番号の記載が必要なくなる書類が増え、得意先に説明していた内容がどんどん変わる。マイ

ナンバーに早くから取り組んでいる税理士ほど得意先から信用を失っていくのが実情である。政府の朝令暮改の対応に憤りを覚えているのは、私だけではないはずだ。

もう少しいうと、得意先から一番言われることは、「マイナンバー制度をやめてほしい、自分たちにメリットはないのに大変な負担だ。税理士会も廃止に動いてくれ」、ということである。

ところが、悲しいかな税理士会は、課税庁のまったくのお手伝いさんである。(主要紙全面広告2015年12月16日朝刊・甘利大臣と日税連会長との対談参照。)

◆扶養家族の番号を勤務先に出さなくてよいように！

私は、もともと、扶養親族のマイナンバーを勤務先に提出すること自体に疑問を感じている。それに、今回、「扶養控除等（異動）申告書（マル扶）」に扶養家族の番号を書かなくてよくなったといっても、企業は、従業員の扶養家族の番号を取得する必要がなくなったわけではない。別途高度の保存方法や面倒な手続で対応しなければならない。こうした対応ができる企業の数に限られる。零細企業にはあまりにも重荷である。

また、一方で「給与所得者の保険料控除申告書」や「退職所得の受給に関する申告書」では、いまだマイナンバーの記載が必要だ。加えて、縦割り行政の弊害かも知れないが、「健康保険被保険者（異動）届」や「国民年金第3号被保険者関係届」など、社会保険分野では別の形で扶養親族の番号の提出を求められる。まさに、「政治の出番」と思うのだが・。ところが、こうした面での「政治の出番」を期待できる状況にはない。

ほとんどの中小企業はいまだまともな番号の安全管理対応ができていない。にもかかわらず、これら従業員から提出されたマイナンバーは勤務先の企業に蓄積していくことになる。例えば税務関係資料に付されたマイナンバーは7年過ぎると、勤務先には、従業員などから提出を受けたマイナンバーを廃棄する義務がある。このように廃棄義務は、税務のみならず社会保険関係の資料に付されたマイナンバーについてもある。それぞれ、法定保存期間が過ぎたら、保管するマイナンバーを「廃棄」、「削除」していくのが、雇用主（企業側）の義務になっている。しかし、こうした廃棄義務が完全に履行される保障はまったくない。廃棄されずの違法にストックされていく可能性の方が格段に高い。

人生80年の時代である。まだ幼いわが子の番号は、少なくともあと80年使うことになる。生涯不変のマイナンバーが、漏れることが必至の制度の下で行きかかってしまったら、その子の生涯にどんな災いをもたらすかわからない。そんな揺れる気持ちのなか、親は子の番号を勤務先に提出することになる。住民税のた

めに16歳未満の子供のマイナンバーも提出しなければならない。

子の幸せを望まない親はいない。マイナンバー法は、税務署に提出する書類に番号を記載することが義務とされているが、所得のある本人は別として、扶養家族の番号を勤務先に提出させることが絶対に必要とは思えない。所得控除を受けるために必要というなら、これまでどおり名前と生年月日の記載でよいのではないか。税務署が照合をやればよい。

年末調整のないアメリカでは、全員確定申告が原則である。アメリカでは、雇用主に出す「扶養控除等申告書 (Form W-4)」には、本人の社会保障番号 (SSN/わが国のマイナンバーに相当) は記入して提出する (ただし、夫婦合算申告の場合は、夫婦の番号を記載する。) ことになっている。しかし、扶養家族の番号は記載するように求められていない。つまり、扶養家族の番号は税務署に出す「個人所得税確定申告書 (Form 1040 U.S. Individual Income Tax Return)」にだけ書く仕組みになっている。

これは、雇用主のところに不要に従業員の扶養家族の番号が蓄積されないようにするためでもある。日本でも早急に、扶養家族の番号を勤務先に提出しなくてもいいような制度改正、仕組みを構築すべきである。

◆急がれる扶養家族の個人番号を護る仕組みの構築

マル扶に扶養家族の名前を記入せず、年末調整で扶養控除を行わず、確定申告でそれをする仕組みを検討すべきである。年末調整では、扶養控除申告書に記載があるかどうかで扶養控除等を行うので、記載がないと所得控除はされず税金は多くなるが、確定申告で正確な所得計算を行い還付されることになる形でよいのではないか。

この方法だと雇用主は源泉徴収義務も果たしているし、年末調整義務も果たしている。ネックは給与所得者で扶養控除ができる人が行わなくてはならない確定申告だ。多くの給与所得者は、確定申告にはなれてはいない。しかし、これまでも医療費控除をする場合は確定申告で行ってきている。また、生命保険料控除証明書の出し忘れを補うために、確定申告をするケースもあったはずだ。

加えて言うと、確定申告を原則にすると、扶養家族がアルバイトをしている場合、年末までにその金額がつかめないまま扶養親族に入れて置いたら、あとから、年末調整のやり直しを企業に求められた等の年末調整の弱点もおぎなえることになる。

◆年末調整を再考する絶好の機会に

給与所得者に対する所得課税制度については、本人が確定申告をする形が民主的で、望ましいと考える。徴税の効率化のために給与所得者に代わって雇用主が

徴収額の過不足を清算する年末調整制度が導入され、現在まで行われてきたが、再考の時期にあるのではないか。

シャープ税制使節団は、天引きの源泉徴収は税痛感が少ないため、納税者意識を喚起させることを求め、給与者と税務署の関係を断つ年末調整は、「可及的速やかに」廃止するよう勧告した。それにもかかわらずに、年末調整はいまだ続いている・

金子宏東京大学名誉教授は「源泉徴収と年末調整ですべての課税関係を終える制度は行政効率にメリットがあっても決して好ましくない。国家は主権者である国民が自らの責任で税額を計算し、納税する制度によって財政的に支えられるべきです。給与所得者にも、選択的にであっても確定申告の機会があることが好ましい」と指摘する。(注1)

年末調整を行う国はきわめて少なく、源泉徴収を行っている国でアメリカは自己申告制、ドイツは部分的に年末調整を行うが原則自己申告制である。

日本も、扶養家族のマイナンバーを勤務先に提出しなくともよいようにするためには、給与所得者も確定申告（自己申告）を原則として、年末調整制度の廃止を検討する時期に来ている。ピンチはチャンスとなる絶好の機会になるのではと考える。その運動の先頭に立つことこそ税理士会の役目ではないか。

(注1) 朝日新聞 2015年12月12日夕刊より掲載